

役場からのお知らせ

納期のお知らせ

● 6月に納めるもの●

保育料 5月分 6月10日

● 7月に納めるもの●

町県民税 1期分 7月 2日
 固定資産税 2期分 7月31日
 国民健康保険税 2期/3期分 7月 2日/7月31日
 介護保険料 2期/3期分 7月 2日/7月31日
 後期高齢者医療保険料 1期分 7月31日
 水道料 5月/6月使用分 7月 2日/7月31日
 町営住宅 5月分 7月 2日
 保育料 6月分 7月10日



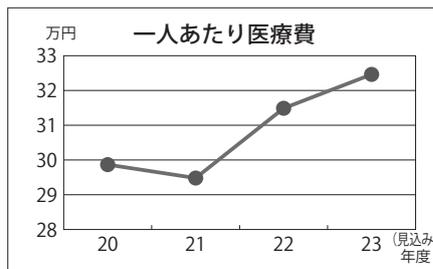
※口座振替をご利用の方は、
残高確認をお願いします。

町民課からのお知らせ

国民健康保険税率の改定について

■国民健康保険のしくみ

国民健康保険（国保）は、市町村が保険者となって、加入の皆さんで支え合う制度です。国保に加入している人の医療費は、加入者ご本人が医療機関窓口で支払う一部負担金を除き、残りを国保が支払っています。この国保が支払う医療費（医療給付費）は、国・県などの補助金と保険税で賄う仕組みになっていますので、支払う医療費が増えれば、納めていただく保険税も増えることになります。



■税率改定の必要性

加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより、医療給付費は、年々伸び続けています。平成15年度以降、単年度収支は、赤字状況が続いており、平成20年度以降、国民健康保険基金を取り崩して収支の均衡を図ってきましたが、現行の保険税率では、平成24年度末には、基金残高がわずかとなり、財源不足が見込まれます。そのため、国保財政の健全化を図るため、税率改定を行います。加入者の皆さんには、負担が増えることとなりますがご理解とご協力をお願いします。

区分	税率	区分	税率
改定前 医療分	所得割 4.3%	改定後 医療分	所得割 4.8%
	資産割 30.0%		資産割 30.0%
	均等割 1人 26,000円		均等割 1人 27,000円
	平等割 1世帯 20,000円		平等割 1世帯 21,000円
支援金分	所得割 1.3%	支援金分	所得割 1.6%
	資産割 8.0%		資産割 9.2%
	均等割 1人 8,000円		均等割 1人 9,000円
	平等割 1世帯 6,000円		平等割 1世帯 7,000円
介護分	所得割 1.2%	介護分	所得割 1.6%
	資産割 7.0%		資産割 10.9%
	均等割 1人 9,000円		均等割 1人 12,000円
	平等割 1世帯 7,000円		平等割 1世帯 7,000円

平成24年度の国民健康保険税（本算定）は、8月中旬に通知します。国民健康保険税のうち医療分と支援金分はすべての世帯にかかります。40歳から64歳までの人（介護保険第2号被保険者）は、医療分と支援分、介護分を合わせた金額が国民健康保険税となります。